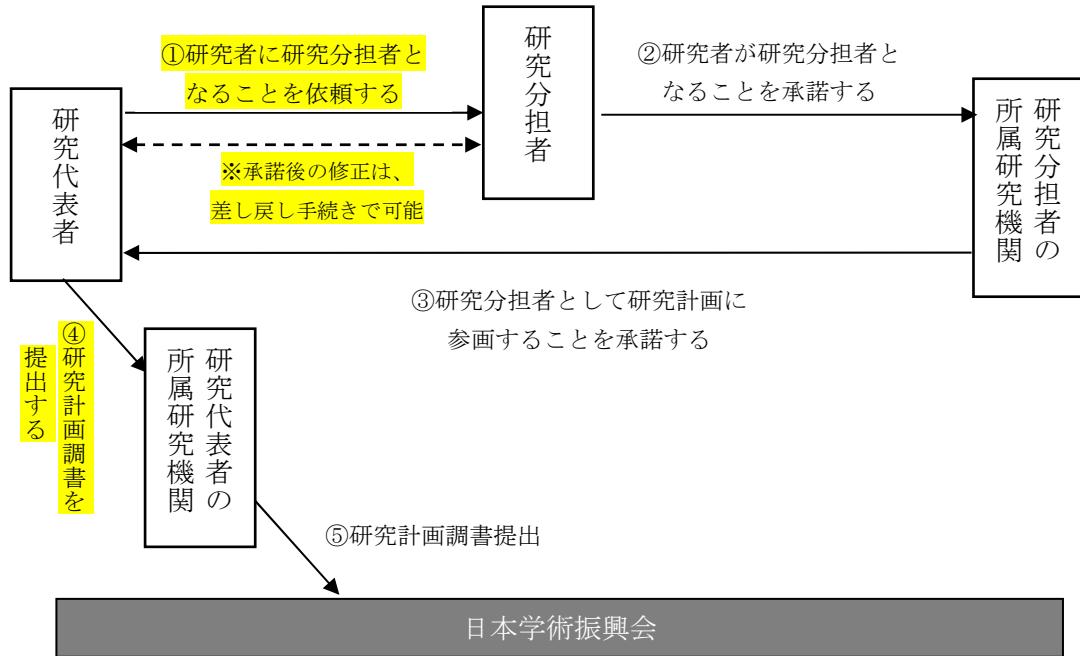


※研究代表者本人が行う手続きにマークを付しています。

研究分担者承諾の手続きについて（研究代表者向け）

I. 手続きの流れ（フロー図）



※手続きはすべて電子申請システム上で行います。

II. 研究代表者が行う手続き

① 研究代表者が、研究者に研究分担者となることを依頼する

研究課題情報入力（研究組織表）画面から、研究分担者とする研究者の情報を登録し、当該研究者に研究分担者になることを依頼します。

② 依頼した研究者が研究分担者となることを承諾する

③ 依頼した研究分担者の所属研究機関が、当該研究者が研究分担者として研究計画に参画することを承諾する

④ 研究代表者が研究計画調書を所属研究機関へ提出する

依頼した研究者が研究分担者になることを承諾し、かつ当該研究者が所属する研究機関が研究分担者になることを承諾すると、研究代表者が所属する研究機関へ研究計画調書の提出が可能になります。

⑤ 研究代表者の所属研究機関が日本学術振興会へ研究計画調書を提出する。

※ 研究分担者承諾後の登録内容の修正

エフォート等、研究分担者が承諾内容の修正をする場合は、研究代表者が差し戻しを行ふことで可能となります。

差し戻し手続き後、改めて研究分担者が所属する研究機関による承諾手続きは必要ありません。

※ 研究分担者となることの依頼への不承諾があった場合

不承諾の研究者が研究組織にいる場合、研究計画調書の提出ができません。当該研究者を研究組織から削除してください。